

件名	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	
改正対象	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第11号）
根拠法令等	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）
<p>制定（改正）理由</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令（令和元年内閣府令第8号）の施行に伴い、保育料の無償化に伴う食事の提供に要する費用について、規程の整備を行うとともに、用語の整備を図るため、所要の改正を行う</p>	
<p>制定（改正）の主な内容</p> <p>●食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第13条第4項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園児童については、市町村民税所得割77,200円未満世帯の場合、食事の提供に要する費用がかからない。</li> <li>・保育園児童（3～5歳）については、市町村民税所得割57,700円未満世帯の場合、食事の提供に要する費用がかからない。</li> </ul> <p>●改正により新たに設けられた用語の変更</p> <p>支給認定→教育・保育給付認定  支給認定保護者→教育・保育給付認定保護者  支給認定子ども→教育・保育給付認定子ども</p> <p>●条項のずれに伴う所要の改正</p>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	